

11月は「秋のこどもまんなか月間」です

問こども家庭センター ☎0176-51-6734

こども家庭庁では、児童虐待防止のための広報・啓発活動として毎年11月に「**オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン**」を実施しています。



オレンジリボンには「子ども虐待を防止する」というメッセージが込められています。

虐待から子どもたちを守るためには、地域の皆さんの気付きが大切です。

「もしかして虐待かも？」と思ったら、**ためらわずに通告・相談をお寄せください。**

「子育てに優しい社会」を目指し、この機会に市民一人一人、何ができるかを考えてみませんか。

■あおもりけん親子のための相談 LINE

問県こどもみらい課 ☎017-734-9302

子育ての不安や家族との関わりについて、対面や電話では話せないけれど、SNSなら相談できるかもしれません。秘密は厳守します。



友だち追加はこちらから▲

* 通告・相談先 *

- ▶ 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189(いちちやく)
- ▶ 七戸児童相談所 ☎ 0176-60-8086
- ▶ こども家庭センター ☎ 0176-51-6734

「子どもの権利」について

問こども支援課 ☎0176-51-6717

子どもの権利は、すべての子どもが生まれたときから持っている「人権」です。

子どもが持つ権利について定めた条約「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」には、次の4つの原則があります。

いのち まも せいちょう
■ 命を守られ成長
できること

さべつ
■ 差別のないこと



こどもにとって
もっと
■ 最もよいこと

いけん ひょうめい
■ 意見を表明し
さんか
参加できること



◀こども基本法は
こちらから



◀こどもの権利は
こちらから

わかもの ひどりの
こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。

みなさんが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。(こども家庭庁)

11月12日～25日は 女性に対する暴力をなくす運動期間です

問総務課 ☎0176-51-6702

市では「性差に起因するあらゆる暴力の根絶」に向けて、すべての人の人権を尊重するための啓発活動を推進しています。

性別にかかわらず、誰でも一人で悩まずご相談ください。相談者の秘密は厳守します。



パープルリボンには「女性に対するあらゆる暴力をなくしていこう」というメッセージが込められています。

あおもり性暴力被害者支援センター

性暴力被害専用相談電話『**りんごの花ホットライン**』

☎017-777-8349 または # 8891

毎週月～金曜日 午前9時～午後5時

※専門の研修を受けた相談員が対応します。

※時間外や休日、年末年始は国のコールセンターにつながります。

秘密は厳守します。

■ボランティアの募集

県が本センターの運営を委託している(公社)あおもり被害者支援センターでは、ボランティアの支援活動員を募集しています。

活動に関心のある人はお問い合わせください。

問(公社)あおもり被害者支援センター

☎017-718-2085